

## 「安心・活力・発展プラン2015」中間見直し委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（以下「長期総合計画」という。）の中間年における各政策・施策の見直しを行い、改訂版を策定するため、「安心・活力・発展プラン2015」中間見直し委員会(以下「見直し委員会」という。)を設置する。

### (構 成)

第2条 見直し委員会は、各種グループのリーダー、企業関係者、個人事業者、各種団体関係者、学識経験者等の中から、知事が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱することができる。

3 委員の任期は令和2年3月31日までとする。

### (役 員)

第3条 見直し委員会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 3人

2 会長は、第6条第2項で定める総合部会の部会長の職をもって充て、副会長は第7条第3項で定める分野別部会の部会長とする。

3 会長は、見直し委員会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

### (会 議)

第4条 見直し委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができるほか、その他適当な方法により、広く意見を聴くことができる。

### (部 会)

第5条 見直し委員会を効率的、建設的に運営するため、見直し委員会に総合部会及び分野別部会を置く。

### (総合部会)

第6条 総合部会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 長期総合計画に関する分野別部会からの意見を取りまとめるとともに、全体の調整を行う。

(2) その他必要な事項について検討する。

- 2 総合部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、部会を構成する委員の互選により選出する。部会長及び副部会長の任期については、第2条第3項の規定を準用する。
- 4 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 5 総合部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 総合部会の会議については、第4条第2項の規定を準用する。

(分野別部会)

第7条 分野別部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 長期総合計画に関する各分野の事項について協議する。
- (2) その他必要な事項について検討する。

- 2 分野別部会は、安心部会、活力部会、発展部会の3部会とする。
- 3 分野別部会にそれぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会を構成する委員の互選により選出する。部会長及び副部会長の任期については、第2条第3項の規定を準用する。
- 5 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 分野別部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 7 分野別部会の会議については、第4条第2項の規定を準用する。

(庶務)

第8条 見直し委員会の庶務は、企画振興部政策企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、見直し委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和元年5月27日から施行する。